

多議團側ハ當初左翼系分子ノ指導アリテ強硬ノ態度ヲ持シ事業
主側ト對抗シ居タルカ其後極度ノ財政難ニ陥リ多議團本部ニ参
集スル者漸次減少シ一方事業主側ハ依然トシテ強硬ノ態度ヲ持
シ松田、近清、原、鈴清ノ四事業主共同シテ組合壊滅ヲ目標ニ
強硬ナル態度ヲ持シ切崩レ策トシテ本月七日仲介人ノ手ヲ經テ
別記書面ヲ各多議團員ニ發送シタルニ多議團員ハ各個人的ニ仲
介者ト會見シタル結果夫々所屬セル親修會ヲ脱會シ今後ハ窮達
ハ同屋ニ要求セサル別記ハ誓約書ヲ差入レた記條件ニテ円満解
決セリ

記

- 一 仕上工一人ニ對シ一日二百足(老田二十錢見當)ヲ供給スルニト
- 二 社上工一人ニ對シ家族同情金トシテ金十円ヲ支給スルニト
- 右及申(通)報候也

別記一

職人より仲介者への誓約書

- 一 今因年許を起して貴殿並に同屋各位へ時送惠まかけました親修會より今日限り退会致します
 - 一 今布は貴殿を信頼しその方針に従ひ足数の増減は承諾します
 - 一 今布は筋違は同屋各位へ嘆願書又は要求書等は絶対に出しません
 - 一 今布は何事も個人で両相談申上げます
- 右の四項に違背したる場合は貴殿と一切の関係を失ふ事を承諾し茲に誓約致します

別記二

仲介者より英の職人へ送附の書状

拝啓 今の時勢から考へていつまでもおた／＼して居るおとは時互に損ふ事と思ひますから先日傍詰して置いた五月甲二百足程度にて(円三十単位)仕事に取りかゝれる事をお勧め致します